

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十四号

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当の支給に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第二条（略） 一（略） 二 職員の扶養親族たる者（職員の配偶者） 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第十条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員	（適用除外職員） 第二条（略） 一（略） 二 職員の扶養親族たる者（給与条例第十条に規定する扶養親族で給与条例第十一条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。） 、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
（均衡職員の範囲） 第四条 給与条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号）第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であつた住宅（県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住	（均衡職員の範囲） 第四条 給与条例第十一条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）第五条第三項に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける者に限る。）又は給与条例第十二条の二第三項に規定する公共的機関に使用される者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第五条 (略)

2 (略)

3| 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第六条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第十一条の五第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第十一条の五第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

条例(昭和六十三年広島県条例第三号)第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用の直前の住居であつた住宅(県公舎並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額一万四千円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第五条 (略)

2 (略)

(確認及び決定)

第六条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第十一条の五第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに給与条例第十一条の五第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

附 則

この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。